

午前の部：研修1 「選書について」

参加者：約40名

講師：大阪府立寝屋川高等学校 高瀬由佳 （大阪府高等学校図書館研究会役員）

◎ 図書館にとって最も大切で必要な業務である選書について、基本的な考えから役立つツールの紹介、更には本を選べないことについての考察をし、参加者間の討議を通じて学びを深めた。

1 選書についての基本の考え

何が必要なのか求められているのかについて、収集方針を明文化されている学校の例を紹介し、生徒・教員・授業で必要とされているものや分類のバランスなども考慮すること、予算がないところでは特に、利用者のニーズや蔵書の状態を確認する。必要を明らかにしておくことが大事であることを学ぶ。さらには、図書館としてのコンセプト、どんなイメージの図書館にしたいのかを明らかにすることの大切さも学んだ。

2 選書ツールの紹介

流行の図書や著名人が紹介をしている雑誌、関連団体の雑誌や出版社の情報誌、各出版社や団体の発行している目録、新聞に掲載されている書評や広告など、更にはインターネット上で公開されている書評サイトや出版社・書店・流通サイトなどの情報源を提示。

3 悩み「本を選べないこと」について考えよう

「選べないということ」の解決策として、トヨタの元副社長が考案した方法を参考に、「なぜなぜ分析」を試みた。

4 グループ討議

なぜなぜ分析の内容を元にテーブルごとに参加者同士で意見交換を行った。



研修風景



選書ツールのいろいろ



なぜなぜ分析中

午後の部：研修2 「学校図書館における合理的配慮について」 参加者：約40名

講師： 大阪府立山本高等学校 水元なゆり (大阪府高等学校図書館研究会役員)

◎ 障がい者の受け入れに伴う学校図書館の課題について障がい者の権利を踏まえ、現在に至る流れと取り組みについて学ぶ。

さらに、難読者対策の補助ツールといえるリーディングトラッカーの制作を体験する。

①「障害者の権利に関する条約」

条約について確認をし、障がい者の権利を実現する上での「合理的配慮」について考える。条約内第二十四条で唱われる、教育についての障がい者の権利を差別なく均等に実現するために、障がい者を包容する教育制度 (inclusive education system) 等の確保と権利実現に当たり確保されるものの一つとして「個人に必要とされる合理的配慮の提供が位置づけられている。学校現場では、可能な限りでの受け入れと共同学習の積極的取り組みが求められている。「合理的配慮」の提供は、国公立学校では義務、私立学校では努力義務となっている。

②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

2011年の障害者基本法の改正、2013年の学校教育法施行令の改正により、障がいの状態等を踏まえて就学先を決めるようになり、受け入れに伴い、支援施策が進められている。

③教育における基礎的環境整備と合理的配慮について

教育の現場での物理的環境の整備や人的支援の配慮の例について紹介

④学校図書館における合理的配慮について

障がい者権利条約第21条「障がい者に対し、様々な種類の障がいに対応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること」学校内でこれを提供するのが学校図書館である。

学校図書館の校内における立地や館内の配置、様々な企画、サインや掲示などの工夫、補助機器の常備。講師の所属校、山本高校での実際について写真とともに紹介

⑤リーディングトラッカーの制作

一行のみを見て読書ができるツールを制作する。

色つきのクリアファイルを所定のサイズに切り分け、マスキングテープを両端に貼り8mm幅のスペースを作る。

本に当てることで、読む行だけに集中することができ、しおりとしての役目も果たす。



研修風景



リーディングトラッカーの材料



作成中



作品の一部



活用例

○ その後図書館見学

午前・午後ともに40人近くの参加の下、積極的な研修が行えました。